

民間救急講習団体について

通称：FAST (First Aid Support Team)

神戸市消防局

1 概要

事業所等における市民救命士講習を推進するため、民間救急講習団体登録制度を制定しました。これにより、消防職員の立会いがなくても、登録された団体に属する救急インストラクターによる市民救命士講習を実施できるようになりました。

2 団体の登録要件

民間救急講習団体の認定の要件について、次のいずれかに該当する救急インストラクターが3名以上在籍していることが、条件です。

- (1) 市民救命士講習（上級コース及び救命入門コースは除く。）において、応急手当指導員立会いの市民救命士講習を2回以上かつ6時間以上の指導実績を有すること。
- (2) 教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号）第4条第2項に定める養護教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状を有すること。
- (3) 教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号）第4条第5項及び第6項に定める高等学校教諭、中学校教諭又は小学校教諭の保健体育又は体育の免許状を有すること。

3 登録申請

申請は、事業所等を管轄する消防署長あて、「様式第6号 民間救急講習団体登録申請書」を提出してください。

(1) 添付資料（2部提出）

- ア 事業所等の概要が分かる資料
- イ 講習受講予定者及び講習実施予定場所と収容人員
- ウ 救急インストラクター名簿（認定証番号・氏名・指導実績・人数）

(2) 認定期間

- ア 団体登録の認定期間は1年間とします。
- イ 登録を更新する場合は、登録年度の年度末に再度申請書を提出して下さい。（再申請時には、次年度の講習計画を添付するようにして下さい。）

4 講習実施要領

市民救命士講習を実施する場合、事前に講習場所を管轄する消防署あてに「様式第15号 市民救命士（講習・再講習）実施計画届出書 兼 資機材借用書」を提出して下さい。また、講習内容については、神戸市消防局で定める「市民救命士講習実施要領（計画～報告まで）」及び「市民救命士講習指導要領」を遵守して下さい。

(1) 講習種別

講習名	講習時間（再講習の場合）
普通救命コースⅠ	3時間（1時間）
普通救命コースⅠweb講習	2時間（1時間）
ケガの手当コース	2時間（1時間）
小児コース	3時間（1時間）

(2) 講習場所等

ア 講習場所は神戸市内とします。

イ 登録申請を提出した管轄消防署以外の区域でも講習実施が可能です。

ウ 講習対象者（受講者）、及び指導者は、神戸市在住・在勤・在学の方とします。

これら以外の方を参加させる場合は、別途傷害保険等に加入して下さい。

(3) 指導者

ア 修了証の発行が必要な場合は、必ず指導実績を有する救急インストラクターが立ち会って下さい。

イ 指導者1名に対して、受講者は10名までとして下さい。

(4) 必要経費の徴収

ア 企業商品の販売、広告等といった営利目的と予想される講習や勧誘は禁止します。

イ 必要経費の徴収を予定している場合は、目的や金額等の分かる資料を「様式第15号 市民救命士（講習・再講習）実施計画届出書 兼 資機材借用書」に添付して下さい。

ウ 必要経費を徴収した場合は、領収等の写しなど、徴収した額がわかる資料を「様式第17号 講習実施結果報告書」に添付して下さい。

エ 基本的には、ボランティアによる活動としますが、必要経費を徴収する場合の金額の上限は、受講者一人あたり2,000円とします。

(5) 講習結果報告

講習終了後、消防署あてに「様式第17号 講習実施結果報告書」を提出して下さい。

5 認定団体の取り消し

以下のような場合には、「民間救急講習団体」の認定を取り消す場合があります。

(1) 市民救命士実施要領及び実施マニュアルから逸脱した内容での講習を実施した場合。

(2) 応急手当の普及啓発に関して、ふさわしくない行為を行った場合

【担当：神戸市民防災総合センター 市民研修係】